

八戸市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。

(建設業法第7条第2号及び第15条第2号)

(2) 主任技術者

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。

(建設業法第26条第1項)

(3) 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。

(建設業法第26条第2項)

(4) 現場代理人

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。

(工事請負契約約款第10条第2項)



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。恒常的な雇用関係とは、一般競争入札及び指名競争入札にあっては入札執行の日(ただし、入札執行前に入札参加資格の確認を行う場合の主任技術者又は監理技術者については、入札参加申請の日)、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要です。

(注1) 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2) 在籍出向者や派遣社員は直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3) 工事期間のみの短期雇用は恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4) 大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため市長が必要と認めた場合は、

恒常的な雇用関係としての3か月以上の要件を緩和することがあります。

3 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額の合計 (※1)	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は 契約できない
工事現場に置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級国家資格者 ・ 指定建設業の場合は、 大臣特別認定者 (※2) ・ 指定建設業以外の場合 は、実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級、2級国家資格者 ・ 実務経験者 	
技術者の現場専任	公共性のある請負金額 3,500万円以上の工事(※3)		

(※1) 建築一式工事の場合 6,000万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

(※3) 建築一式工事の場合 7,000万円

(2) 市発注工事における技術者の設置

市発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

- ・ 営業所の専任技術者の工事現場への設置

営業所の専任技術者の工事現場への設置については、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額未満の建設工事の場合に、主任技術者として設置することができます。

営業所の専任技術者を現場代理人として設置することはできません。また、(1)の表の技術者の現場専任欄に掲げる金額以上の建設工事の場合に、営業所の専任技術者を主任技術者又は監理技術者として設置することもできません。

4 技術者の専任期間

(1) 主任技術者又は監理技術者の専任期間

主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、市と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている場合は、次の期間については工事現場への専任は要しません。

(建設業法第26条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）

- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務
手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、③に関して、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができます。

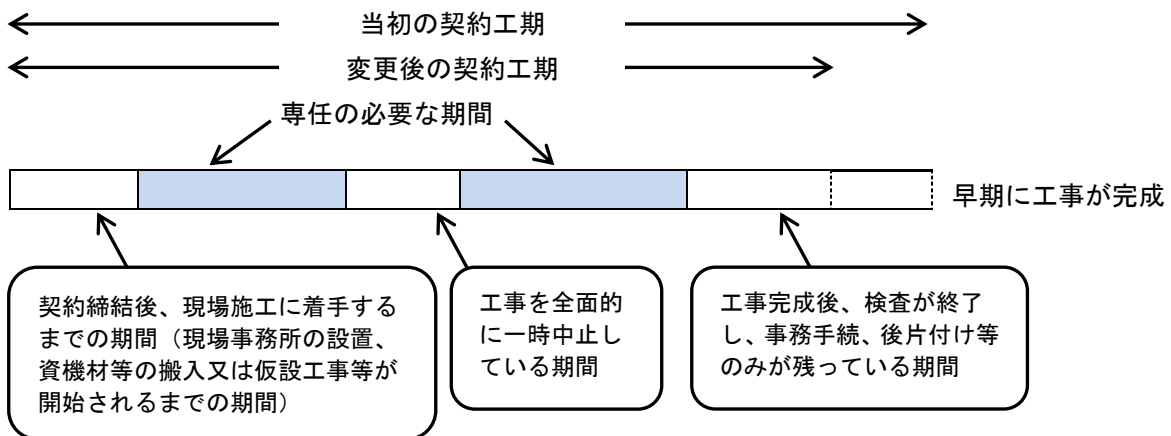
(2) 現場代理人の常駐期間

現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。ただし、工事現場の運営及び取締り等を行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、次の期間については工事現場への常駐は要しないこととします。

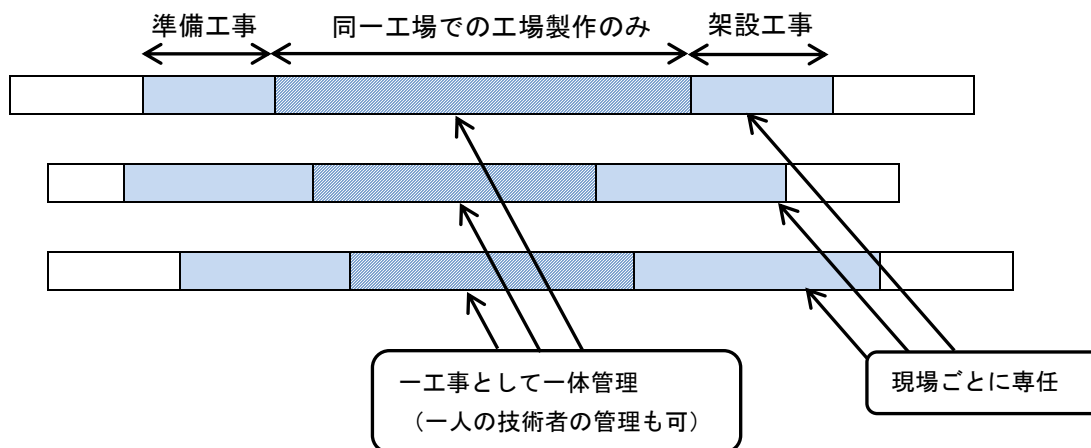
(工事請負契約約款第10条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

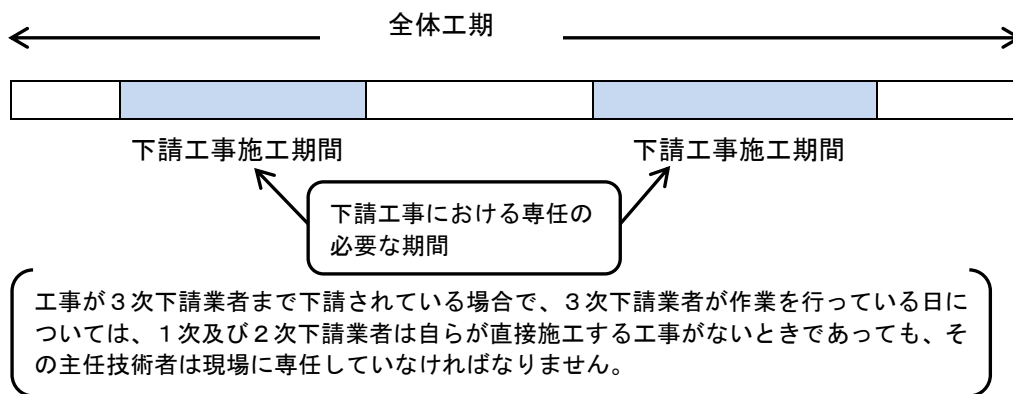
◇ 専任の主任技術者又は監理技術者の専任期間



◇ 工場製作のみが行われている期間



◇ 下請工事であっても主任技術者の専任が必要



5 技術者等の兼務

(1) 主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務

主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。ただし、低入札で落札した建設工事の場合を除きます。

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事は市発注の建設工事に限り、その総数は3件までとします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 施工にあたり相互に調整を要する建設工事で、工事現場の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の近接工事

※施工にあたり相互に調整を要する建設工事には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含みます。

⑤ 災害等緊急を要する建設工事

⑥ 請負代金の額が 3,500万円（建築一式工事にあつては 7,000万円）未満の建設工事で、市長が既に施工中の市発注工事との兼務を認めた建設工事

※低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

イ 主任技術者

専任を要する主任技術者は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は原則 2 件とします。

① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事

② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事

③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事

④ 施工にあたり相互に調整を要する建設工事で、工事現場の相互の間隔が概ね 10 キロメートル以内の近接工事

※施工にあたり相互に調整を要する建設工事には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含みます。

⑤ 災害等緊急を要する建設工事

※兼務する建設工事が全て①の場合に限り、2 件を超えて兼務を認める場合があります。

※低入札で落札した建設工事の場合は、①の場合に限り兼務を認めます。

ウ 監理技術者

監理技術者は、既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した工事がある場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。

(注) 専任を要する主任技術者等の兼務に当たっては、兼務する建設工事が市発注工事以外の建設工事を含む場合は、八戸市以外の発注者が専任を要する主任技術者等の兼務を承諾していることが必要となります。

また、発注する建設工事の施工内容や難易度等によっては、技術者等の兼務を認めないことがありますので、留意してください。なお、特定建設工事共同企業体による施工の建設工事の場合は、兼務は認めません。

◇ 兼務要件など

	兼務できる要件	専任を要しない期間	雇用の要件
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,500万円以上(※)：市発注工事かつ主任技術者と同様の要件 ・ 3,500万円未満(※)：市発注工事 ・ 兼務できる工事は3件まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約後、現場施工に着手するまでの期間 ・ 全面的に一時中止している期間 ・ 工場製作のみが行われている期間 ・ 検査が終了し、後片付けのみが残っている期間 	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 ・ 追加工事を施工中の業者が落札 ・ 分割発注工事を同一業者が落札 ・ 相互に調整を要する概ね10km以内の近接工事 ・ 災害等緊急を要する工事 ・ 兼務できる建設工事は、専任が必要な建設工事を含む場合は2件まで 		
監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同現場の追加工事を同一業者が随契 		

(※) 建築一式工事の場合は7,000万円

(3) 技術者等の兼務手続きについて

ア 現場代理人を兼務する場合

新たに契約する建設工事に係る「現場代理人等通知書」に「現場代理人兼務届」を添付し、契約検査課へ提出してください。また、現在従事している建設工事の工事監督員へ「現場代理人兼務届」を提出してください。

イ 専任を要する主任技術者を兼務する場合

新たに契約する建設工事に係る「現場代理人等通知書」に「主任技術者兼務届」を添付し、契約検査課へ提出してください。また、現在従事している建設工事の工事監督員へ「主任技術者兼務届」を提出してください。

(注) 「現場代理人兼務届」又は「主任技術者兼務届」の記載内容に虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を講じることがあります。

6 技術者等の手持ち工事の有無を判断する基準日について

入札参加資格の確認及び契約時における手持ち工事の有無を判断する基準日は、次の表に示すとおりとします。

手持ち工事とは、既に契約をした工事で完成検査が完了していないもの、落札候補者となっており低入札価格調査中又は契約手続き中等の理由により契約が完了していないものとします。

	現場代理人	主任技術者又は監理技術者
・ 入札執行後に入札参加資格の確認を行う場合の一般競争入札 ・ 指名競争入札	入札執行の日	
・ 入札執行前に入札参加資格の確認を行う場合の一般競争入札	入札執行の日	入札参加申請の日
・ 随意契約	見積書の提出があった日	

基準日の前日までに完成検査が完了していない場合は、手持ち工事有りとなります。この場合は、建設工事の兼務要件を満たし、市が認めた場合に限り設置することができます。

7 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者又は監理技術者は、次の場合で市長が認めた場合に限り変更することができます。

- ① 技術者のやむを得ない事情（病気、退職、死亡等）により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 建設工事の主体部分が完成し変更しても支障がないとき。
- ④ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ⑤ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

(2) 変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者又は監理技術者は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。
※総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の入札参加資格確認申請書類の提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。
- ② 技術者の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

8 技術者を設置しなかった場合等の措置

(1) 落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札業者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合（5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、当該建設業者の落札決定を取り消します。

(2) 契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合（5の規定によらず専任の主任技術者又は監理技術者が他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と重複している場合を含む。）は、契約を解除します。

(3) 指名停止等の措置

(1) 又は (2) の事実が明らかとなった場合は、市は指名停止等の措置を行うことがあります。

9 実施期日

この取扱いは、平成28年6月1日から実施します。

問い合わせ先 八戸市 財政部 契約検査課 内線 3456、3454
